

横浜経済学会会則

制定	昭和24年6月1日	
改正	昭和40年3月8日	改正 昭和42年5月8日
改正	昭和45年6月22日	改正 昭和46年3月21日
改正	昭和50年6月1日	改正 昭和55年5月28日
改正	平成11年7月5日	改正 平成21年1月7日
改正	平成25年3月1日	

第1条 本会は横浜経済学会と称する。

第2条 本会の事務局は横浜国立大学経済学部内に置く。

第3条 本会は経済学および関連諸科学の研究・発表を目的とする。

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌『エコノミア』の発行
- (2) 研究会および講演会の開催
- (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 特別会員 横浜国立大学経済学部教員および評議員会の承認を経た横浜国立大学教職員
- (2) 普通会員
 - (a) 横浜国立大学経済学部学生
 - (b) 横浜国立大学大学院国際社会科学府または国際社会科学府研究科に在籍し本会に入会を希望する者
 - (c) 横浜国立大学で経済学部以外の学部等に在籍し本会に入会を希望する者、および、大学院国際社会科学府または国際社会科学府研究科以外の研究科等に在籍し本会に入会を希望する者
 - (d) 横浜国立大学経済学部および経営学部卒業生（旧横浜高等商業学校卒業生・横浜経済専門学校卒業生を含む）で本会に入会を希望する者
 - (e) 横浜国立大学大学院経済学研究科、経営学研究科、国際社会科学府研究科、国際開発研究科および国際社会科学府を修了した者で本会に入会を希望するもの
 - (f) その他本会に入会を希望し評議員会の承認を経たもの

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（評議員中より互選する）
- (2) 評議員（横浜国立大学経済学部教員をもってこれにあてる）
- (3) 機関誌編集・研究活動・庶務会計の各委員（評議員会において若干名を互選する）
- (4) 会計監事（評議員中より1名を互選する）

第7条 評議員は評議員会を組織し、会務を審議する。各委員は評議員会の決議に基づきおのおの会務を執行する。会計監事は本会の会計を監査する。

第8条 会長、各委員および会計監事の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。

第9条 本会に書記若干名を置き、会務の執行を補佐せしめる。

第10条 会員は会費として所定の額を納入しなければならない。

第11条 一度納入された会費は返金しない。

第12条 会員は機関誌『エコノミア』の配布を受ける。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

第14条 本会則の変更は評議員会の決議による。

付 則

本会則は昭和24年6月1日より施行する。 本会則は昭和40年4月1日より施行する。

本会則は昭和42年6月1日より施行する。 本会則は昭和45年6月1日より施行する。

本会則は昭和46年4月1日より施行する。 本会則は昭和50年6月15日より施行する。

本会則は昭和55年4月1日より施行する。 本会則は平成11年8月1日より施行する。

本会則は平成21年2月1日より施行する。 本会則は平成25年4月1日より施行する。